



令和5年9月14日

【照会先】

福井労働局労働基準部賃金室

室長 木村 和晴

室長補佐 川口 ひろみ

電話 (0776) 22-2691

報道関係者 各位

福井県特定最低賃金(繊維機械、金属加工機械製造業) の令和5年度改正を諮問

福井労働局(局長 田原 孝明)は、令和5年9月13日開催した福井地方最低賃金審議会(会長 新宮 晋)において、令和5年度の福井県特定最低賃金の改正の必要性の有無について答申を受け、必要性が認められた「繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金」の改正決定について諮問しました。

今後、同審議会等で賃金実態調査の結果等を踏まえながら、具体的な審議が行われます。

福井県において、特定最低賃金は以下のとおり4業種ありますが、令和5年9月13日、令和5年度において、改正審議の必要性ありと答申されたのは「繊維機械、金属加工機械製造業」の1業種のみでした。

よって、「繊維機械、金属加工機械製造業」以外の3業種については、本年度の改正の予定がなく、引き続き福井県最低賃金が適用されます。

なお、現行1時間915円の「繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金」は、本年10月1日から福井県最低賃金(1時間931円)が適用されます。

福井県内の特定最低賃金 4業種

- ・「紡績業、化学繊維、織物染色整理業」
- ・「繊維機械、金属加工機械製造業」
- ・「電気機械器具製造業(略称)」
- ・「百貨店、総合スーパー」



令和5年9月13日

福井労働局長
田原 孝明 殿

福井地方最低賃金審議会
会長 新宮 晋



福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金の
改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和5年8月7日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった福井県繊維機械、金属加工機械製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。



令和5年9月13日

福井労働局長
田原 孝明 殿

福井地方最低賃金審議会
会長 新宮 晋



福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低
賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和5年8月7日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金についての改正決定の必要性について、全会一致に至らず、必要性ありとの結論に達し得なかつたので答申する。

令和5年9月13日

福井労働局長
田原 孝明 殿

福井地方最低賃金審議会

会長 新宮 晋



福井県電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、
ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発
電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、
電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響
機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について
(答申)

当審議会は、令和5年8月7日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった福井県電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、福井県電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業最低賃金についての改正決定の必要性について、全会一致に至らず、必要性ありとの結論に達し得なかったので答申する。



令和5年9月13日

福井労働局長
田原 孝明 殿

福井地方最低賃金審議会

会長 新宮 晋



福井県百貨店，総合スーパー最低賃金の改正決定の
必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和5年8月7日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった福井県百貨店，総合スーパーに係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、福井県百貨店，総合スーパー最低賃金についての改正決定の必要性について、全会一致に至らず、必要性ありとの結論に達し得なかったので答申する。